

(資料提供)

平成26年11月27日

国道157号(白山市東二口地内)での 通行規制の解除について

4月5日に白山市東二口地内で発生した土砂崩れに関し、冬期前の完成を目標として取り組んできた本復旧工事が順調に進み、2車線確保の目途が立ったことから、11月28日(金)13時より片側交互通行を解除します。

<参考：通行規制の経緯>

(4月6日～14日)

- ・4月6日 14時より一車線分の幅員を確保し、片側交互通行開始。
ただし、夜間は通行止め。
- ・4月14日に仮設防護柵の設置が完了したことから、夜間通行止めを解除。ただし、片側交互通行は、本復旧工事が完了するまで継続するものとし、安全確保のため、加えて以下の通行止め基準を設ける。

(4月14日～5月31日までの通行止め基準)

- ・大雨警報または暴風警報が発表された場合
- ・1時間で10mm以上の降雨が観測された場合 (現地雨量計)
- ・連続50mm以上の降雨が観測された場合 (現地雨量計)
- ・その他、震度4以上の地震を観測した場合

(6月1日～8月31日までの通行止め基準)

- ・土砂災害警戒情報が発表された場合
- ・3時間で50mm以上の降雨が観測された場合 (現地雨量計)
- ・連続90mm以上の降雨が観測された場合 (現地雨量計)
- ・その他、震度4以上の地震を観測した場合

道路整備課

西村

内線 5072

Tel.076-225-1727